

## 経済活力の視点からみた税制改革

坂田一郎\*

### 要 旨

財政の長期的な予算制約や社会保障制度の再建を考え方場合、今後、増税や社会保障関連の負担増が不可避である。国民や企業の負担増に伴い経済の活力低下が懸念されるが、活力を維持することが出来なければ、財政規律の回復に必要な増収を実現することも出来ない。従って、負担増加に先立って、経済活力を高める方向での税制改革を実行する必要がある。本稿はまず、法人関連の税制に焦点を当てながら、改革のニーズが、個別業種の特性を反映したものから、業種横断的なものへと変質しつつあり、それに伴って、税制の決定プロセスに大きな変化が生じていることを示す。次ぎに、それを踏まえ、新たな改革の理念の導入を提唱する。具体的には、「税制インフラの改革」と「税を利用した国家投資」の2領域に分別すること、変革対応性という概念の導入や個別理念の再編・明確化を図ること等を論じる。また、新しい理念に適した税制改正プロセスのあり方について検討する。最後に、改革理念毎に、今後3年程度の間求められる改革の具体的な課題を示す。例えば、事業体区分の大胆な見直しや税、会計、商法の3軸を俯瞰した制度改革である。

キーワード：法人課税、租税特別措置、税制の改革理念、変革対応性、課税事業体の見直し、税・企業会計・商法の俯瞰的改革

JEL classification: H20, H25

\*独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー (E-mail: sakata-ichiro@rieti.go.jp)

九州大学大学院非常勤講師

本稿は、坂田一郎が独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェローとして、2003年2月から開始した研究プロジェクトの成果の一部である。本稿を作成するに当たっては、経済産業研究所「財政改革プロジェクト」の参加者の方々から多くの有益なコメントを頂いた。また、シンガポール財務省、マレーシア財務省の方々からは、それぞれの国の税制改革について、情報や資料の提供を頂いた。本稿の内容や意見は、筆者個人に属し、経済産業研究所の公式見解を示すものではない。

## 第1節 税制改革の重要性と問題意識

本章では、経済活力の視点からみた税制改革のあり方について検討する。他の章で既に議論をされているが、財政の長期的な予算制約を考え方場合、歳出の削減の努力を行ったとしても、今後、増税が不可避である。また、年金保険料や医療費など社会保障関連の負担の増加も不可避と考えるを得ない。負担増加を伴う財政規律の回復と社会保障制度の再構築による安心の保証がなければ、日本経済が安定的な成長を持続出来ないことも事実である。一方、国民や企業の負担が増大することに伴い、経済の活力低下が懸念される。活力を維持することが出来なければ、縮小均衡へと陥り、財政規律の回復に必要な増収を実現することも難しくなる。経済活力を考えた場合、70兆円を超える税収を得るシステムとしての税制がそれに与える影響は極めて大きい。今日の制度を精査すると、活力発揮を損なう様々な制度的問題を内在していると考えられる。負担の増大に先立って、経済活力を高める方向での税制度の面の改革を早急に企画し、実施することの重要性が高まっている。経済活力を高める税構造改革は、財政規律の回復にとって補完的なものであると言えよう。

経済・社会構造、企業行動、経済の成長速度が大きく変化する中で日本の税制度全体が転機を迎えている。従って、税制改革といった場合、その対象は、法人税、所得税、相続・贈与税、地方諸税まで広く視野に置く必要がある。事実、平成15年の税制改革に於いては、「包括的な改革」をテーマとした。しかしながら、本章の紙面内で、これらを全て取り上げることは出来ない。ここでは、活力という視点からみた場合に最も多くの課題が残り、また、自民党税制調査会他の政策決定プロセスに於いて従来から最も多くの時間が費やされてきた法人関連税に焦点を当てることとする。国の法人税収は、9.1兆円、地方の法人事業税は3.5兆円、法人住民税は2.4兆円、法人負担の固定資産税4兆円程度である。なお、法人税以外の税制についても、例えば、次ぎに挙げるような様々な解決すべき課題があることも付記しておきたい。こうした課題についても、本章で展開する法人税についての議論をある程度まで、準用することが可能である。

- ・ 所得税の所得区分が細分化され(10区分)、区分間で税制上の取り扱いが異なることから、所得の特性の改変による租税回避の誘引を与えていること、
- ・ 法人と個人双方に関連する金融所得課税について、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、雑所得等の別ごとに異なった取り扱いを受けており、また、損益通算が出来ないことが、資産選択を歪め、また、リスク投資を抑制させていること、
- ・ 納税者番号制が無いために所得の補足率にばらつきがあり公平性を損なっていること、
- ・ 相続税に関して、遺産のうち、件数でみてわずか5%しか課税対象となっておらず公平性を欠いていること、
- ・ 地方諸税に関して、税目間で課税標準の重複や課税の偏りがあるため経済活動に歪みを生じていること、特に、対人サービスへの需要が高まる中で、かえって、所得税への依存度が低下し、資産税への依存度が高まっていること、

法人税に議論を絞った場合に、国内企業の生産性の向上、付加価値の増進、事業再構築などを通じて経済活力を高める方策の選択肢としては、大別して、次の3点があると考えられる。

第一に、産業のモジュール化、事業再編の加速、海外進出形態の高度化、人的組織の重要性の高まりといった企業行動の質的变化や商法、会計基準という他の基幹制度の変化に対応した税制度の修正、

第二に、税制による経済の歪曲効果を軽減するための課税ベースの拡大や特定の利益に応じて細

分化された租税特別措置の廃止、これらを財源とした法人税率の調整、

第三に、経済活性化のために不可欠な特定の企業行動を呼び起こすための政策減税。

これらのうち第一と第二の選択肢は、中長期的に累積してゆく効果を持つものであり、第三の選択肢は短期的な効果を強く意識したものである。第三の選択肢は、中長期的には、その他の選択肢と相反する場合や財政規律を乱す場合もありうる。全体として制度の改革効果の最大化を図る視座が必要である。また、税制変更の経済的効果の大きさを考えれば、時の経済状況を考慮して、選択肢を組み合わせたことが必要となる。

複数年度に渡る税制改正プロセスを経ながら、あるべき税制改革の姿を構想していく上では、改革期間を通じた評価軸、すなわち、理念を明確にしておくことが極めて重要である。我が国では、「広く」、「薄く」、「簡素な」税制という哲学を継続して掲げながら、実際には、「狭く」、「厚く」、「複雑な」制度となっているとの指摘がある。実際、例えば、中小法人のうち 68.7%は欠損法人であり<sup>1</sup>、法人税を納税していない。この原因を全て評価軸の不備に帰することは適切ではないが、少なくとも改革の評価軸を再考してみることが欠かせないと考えられる。

税制改革の内容や評価軸と同時に重要となるのは、それを実現可能とするための改革プロセスの見直しである。後段で示すように、従来型の「仕切られた多元主義的」なプロセスの下では、必要な改革を実現することは困難である。近年、政権与党や政府部内の改革プロセスは、階段状に大きく変化しつつある。一つは、自民党の政調の各部会、省庁を横断的した議論や増税に関しての与党間の協議が重要となっている点である。今一つは、平成 15 年度改正以降、自民党税制調査会が独占してきた税制改革の論議に、経済財政諮問会議が本格的に参加することになった点である。更に、平成 16 年度改正プロセスでは、幹部会（インナー）が廃止され、一方で税制調査会を含めた政調の各調査会、部会横断的な検討組織として「重点政策推進委員会」が置かれるという大幅なプロセス改革が行われた。

平成 15 年度改正では、実質的に大きな改正が決定されたため、プロセス改正の効果に関して一定の評価を行うことが可能である。他方、平成 16 年度改正プロセスに於いては、所得税から住民税への委譲、所得税の定率減税の廃止などといった骨太の課題に関して、税制改正大綱に書き込まれはしたが、実施の最終的な判断は下されなかった。その意味で、改正プロセスの真価が問われたとは言い難い。従って、本章では、実際に大規模な改正が実施された平成 15 年度改正プロセスを主たる分析対象とし、その後の変化について附帯的に扱いながら、改革プロセスの見直しについて検討することとしたい。

本章の構成は、以下のとおりである。第二節では、法人関連税制を中心に決定プロセスの変質を明らかにする。また、プロセスが変質しつつある背景には、改革が提起されている税制改革の内容の重点が、特定の業種や活動に対応した租税特別措置から、業種横断的な制度環境の整備や所得税の基幹税としての機能回復のための控除措置の縮小へとシフトしていることがあることを示す。いわばニーズ主導型のプロセス変更である。他方で、こうした改革ニーズやプロセスの変更に対し、改革理念すなわち改革の評価軸の見直しが伴っていないことを示す。第三節では、改革の対象となる制度の内容の変化を踏まえ、新たな改革の理念を提起する。税制インフラの改革と税を利用した国家投資の 2 分法を提案すると共に、「動的」な改革理念の導入を提唱する。また、この理念に適した税制改正のプロセスのあり方について述べる。第四節では、新たな理念に応じて、最近の諸

---

<sup>1</sup> 国税庁統計情報による。平成 13 年。大法人の欠損比率は、47.2%である。

改革を再整理しつつ、今後 3 年程度の間に求められる改革の具体的な課題を示す。

## 第 2 節 法人関連税制の改革に関する最近の流れと改革を巡る議論

### (1) 税制改正の決定プロセスと近年の変化

最初に、税制の決定プロセスと改革の対象となる税制度の内容が、近年、大きく変質していることを明らかにする。続いて、この現象を最も顕著に表している事例として平成 15 年度税制改正のプロセスを取り上げる。なお、各税制の改正は一括して行われ、プロセス自体は、各税に共通するものであることから、法人税以外の税目についても若干の言及を行う。

法令の改正を伴う税制の見直しは、「年次改正」と呼ばれ、原則として毎年 1 回まとめて行われる。年次改正のプロセスでは、これまで、自民党税制調査会（「税調」と呼ばれる）幹部会議（「インナー」と呼ばれる）を頂点とした強固な集権的なメカニズムが機能していた。インナーは、最高顧問、会長、小委員長、及び原則として税調会長を経験した顧問（結果として、当選回数の非常に多い政治家）により構成される。なお、書き手と呼ばれる政治家を含めて拡大インナーと呼ばれることもある。重要な改正項目<sup>2</sup>は、すべて税調の場で個別に審議が行われ、その審議状況をみつつ、最終的には、会長が創設、延長、廃止、長期検討などとの決定を行い、全体が「党税制改正大綱」としてまとめられる。また、会長、小委員長やインナーは党内での審議と平行して公明党、自民党と合流前の保守新党とも協議を行っており、「与党税制改正大綱」も同日に決定されるのが通例である。翌年の通常国会に財務省及び総務省が提出する所得・法人税法、地方税法、租税特別措置法等の改正案は、この大綱に忠実に沿ったものであることが求められる。このように、税制の決定プロセスは極めて集権的であり、また、予算の決定プロセスと比較して政治の関与の度合いが大きい。外形的にみると、省庁主導でとりまとめられる予算の編成プロセスとは大きく異なっている。他方、党税調での審議事項の大半は、積み上げ型で決定されるという点で分権的な実態もある。すなわち、党税調で集中審議を行う（○×を決定する）重点要望項目を提起する権能は各部会が持っており、その部会提案をまとめるのは、実質的に各省庁である。各省庁は原局と呼ばれる業界等の所管部局を通じて、事前に民間団体が持つ要望を吸い上げている。具体的には、図 1 に示したように、「部会」以下、縦系列の 4 層構造が存在すると考えることが出来る。民間団体は、直接に、各部会のヒアリングを受けることも出来るが、所管官庁における整理を経て部会の重点要望事項に取り上げられるか否かが実質的に重要である。こうした実態から、集権的に見える税制改正プロセスにおいても、実質的に「仕切られた多元主義システム」で統制される部分が存在していると考えることが適切である。

財務省及び総務省は、このプロセスの中で、特別の役割を果たしている。具体的には、部会重点要望項目のとりまとめ、一次及び二次○×の原案の作成、会長・小委員長他への事前説明、税調での答弁、その前提として各省庁との事務的な調整、大綱案の作成を担っている。いわば、分権的な提案プロセスと集権的な決定プロセスの間をつなぐ役割を担っている。政治家及び党職員以外で、

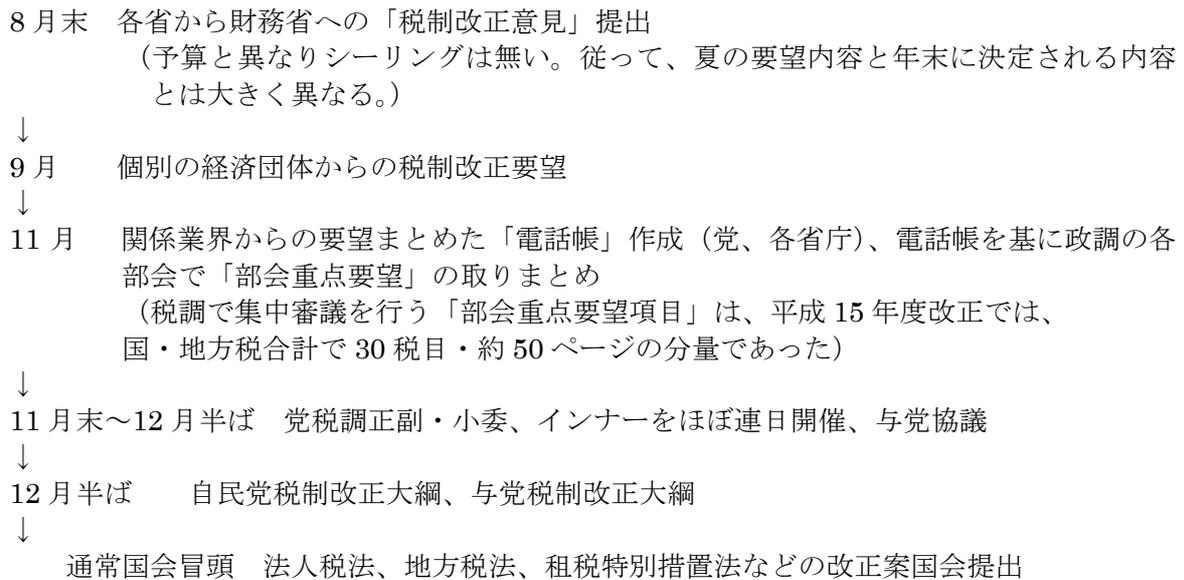
---

<sup>2</sup> 「部会重点要望項目」と呼ばれる。政務調査会の各部会が提起した重点項目を整理したもの。平成 15 年度の場合、国税及び地方税の合計で約 50 ページ。第一次○×の場合では、項目毎に○×△やマル政等の判定が行われ、その後の審議を経て、最終的に○×が決定される。

党税調審議に臨席出来るのは、両省だけである。両省の実質的な権限が大きいことから、民間から両省に対して直接、提案が持ち込まれることもある。

過去、このプロセスで、検討に多くの時間が割かれてきたのは、租税特別措置の新設、改廃である。法人税に限れば、租税特別措置は 75 項目存在し、合計の減収額は 4,300 億円であった(平成 14 年)。これは法人税収の約 4%程度にすぎないが、このことは、財務省等がコモン・プールの悲劇、すなわち分立したグループ間でのリソースの奪い合いによる多額の減収を招くことなく、巧妙にプロセスを管理してきた結果とも評価することが出来よう。

(表 1) 標準的な税制改正スケジュール



他方、近年、この仕切られた多元主義システムが持つ重要性が低下しつつある。その要因の第一は、業種横断的な課題の重要性が高まっていることにある。そうした性格を持つ税制改正例として、近年では、連結納税制度の導入、組織再編税制の創設、欠損金制度の見直しが行われた。今後は例えば、新しい組織体フォーマット (Limited Liability Corporation (LLC)、Limited Partnership (LP)) の導入、平成 17 年に予定される商法の現代化に合わせた税制度の修正、国際租税制度の現代化などが検討対象となっていくと考えられる。こうした改正の経済効果は、従来型の租税特別措置と比較して経済活動に与えるインパクトが大きい。また、業種横断的な制度改正であるため仕切られた範囲のシステムが機能する余地は小さいという特色を持つ。このような特性を持つ改革分野は、毎年検討の主課題となるようになってから時期が浅く、改革の基本的な考え方やそれに適合した検討プロセスの姿が未だ明確とは言えないことも事実である。

要因の第二は、税制改正プロセスにおける増税に関する審議の重要性の高まりである。例えば、15 年度改正に於いては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止等の議論が時間をかけて行われ、16 年度税制改正大綱では、公的年金等控除の縮小、消費税率引き上げ等に言及がなされた。所得控除の見直しなどの増税に関しては、政府税調での事前審議を元に財務省・総務省の両省から実質的な提案が行われ、他の省庁や各部会の参画する余地はほとんど無い。15 年度改正プロセスにおいては、与党間での調整が非常に大きなウエイトを占めた。

第三は、改正論議のオープン化の傾向である。平成 15 年度改正プロセスより経済財政諮問会議が税制改革論議の担い手として登場した。15 年度改正に向けて、増減税のあり方について、年初より繰り返し議論を行い、5 年間で増減税中立とした増減税パッケージ案をとりまとめた<sup>3</sup>。この案がその後の党税調における審議の基本骨格を成している。このように、減税の側については、経済財政諮問会議が論議を主導し、最終的な結論まで導いたが、増税の側についてみると、諮問会議が提案した特定扶養控除の廃止は、党税調の場において実現されなかった。増税に関しては、選挙による付託を受けていない者が議論をリードする経済財政諮問会議や政府税調の決定力が限定的であることも明らかとなった。

経済財政諮問会議の議論参加による効果について考えると、その存在が、議論をオープン化と前倒しを実現し、少数の関係者間での短時間の議論だけで決定を行う余地を縮小させたものと評価出来る。他方、産業界出身議員の直接的な参加によって、利益誘導が行われるのではないかとの懸念が存在することも事実である。この点について議事録を元に当時の議論を振り返ると、経済財政諮問会議の民間出身議員（学会 2 名、産業界 2 名）は、一致して、「広く」「薄く」の理念を掲げ、日本経団連が主張した租税特別措置の拡大よりも法人税率の引き下げを押し進めていたことがわかる<sup>4</sup>。少なくとも 15 年度改正のプロセスでは、産業界委員が業界の利益代表として機能したわけではないことを示している。

このように法人関連税制に目立った「仕切られた多元主義」の重要性は低下したものの、租税特別措置が数多く残り、個別項目の抽出、提案、審議のために引き続き膨大な労力が払われていることも事実である。官僚や政治家の検討時間や関心を消費することにより、経済活力を引き出すために真に重要な税制改正を検討し、実現する上での障害となっていると考えざるを得ない。マクロ的にみれば経済的な効果が限られているにもかかわらず、過去、租税特別措置(法人税のみで 75 項目)<sup>5</sup>の廃止がなかなか進なかった背景には、幾つかの事情がある。

一つは、租税特別措置が多面的なシステムを通じて、自民党と様々な業界との間を結ぶ手段となってきたことである。実際、毎年、各業界団体から税制改正の要望が自民党に対して提出され、各部会において要望を提出した団体から意見を聞く仕組みが存在する。今一つは、租税特別措置の創設や延長を勝ち取ることが若手の政治家にとって重要な政治活動の機会となっていることである。租税特別措置の廃止は、党税制調査会における活躍の場を小さくすることにつながる。最後の一つは、税制が、支援法、予算、財政投融资を含めた、特定の企業行動や業種、中小企業を支援する産業政策パッケージの一つとして扱われてきたことがある。この結果、廃止される制度がある一方で、支援法が創設される毎に新しい税制措置が作られてきた。ただし、近年、中小企業立法も含め支援法に基づく特別措置は、大幅に整理される方向にあり、変化の兆しがみられる。

次に、16 年度改正プロセスについても少し考察しておこう。ここでも更に幾つかの重要な変化が生じた。その一つは、インナー制度の廃止である。このことは、決定プロセスの透明性を高める一方、決定権の集権性を揺るがし、分権化を助長する効果を持つ可能性もあり、仕切られた多元主

---

<sup>3</sup> 最終的には、配偶者特別控除の廃止と並んで主要な増税項目の一つであった特定扶養控除の縮小が実現しなかったため、7 年間で税収中立が確保されることとなった。

<sup>4</sup> 例えば、経済財政諮問会議 9 月 9 日の民間議員提出資料を参照。

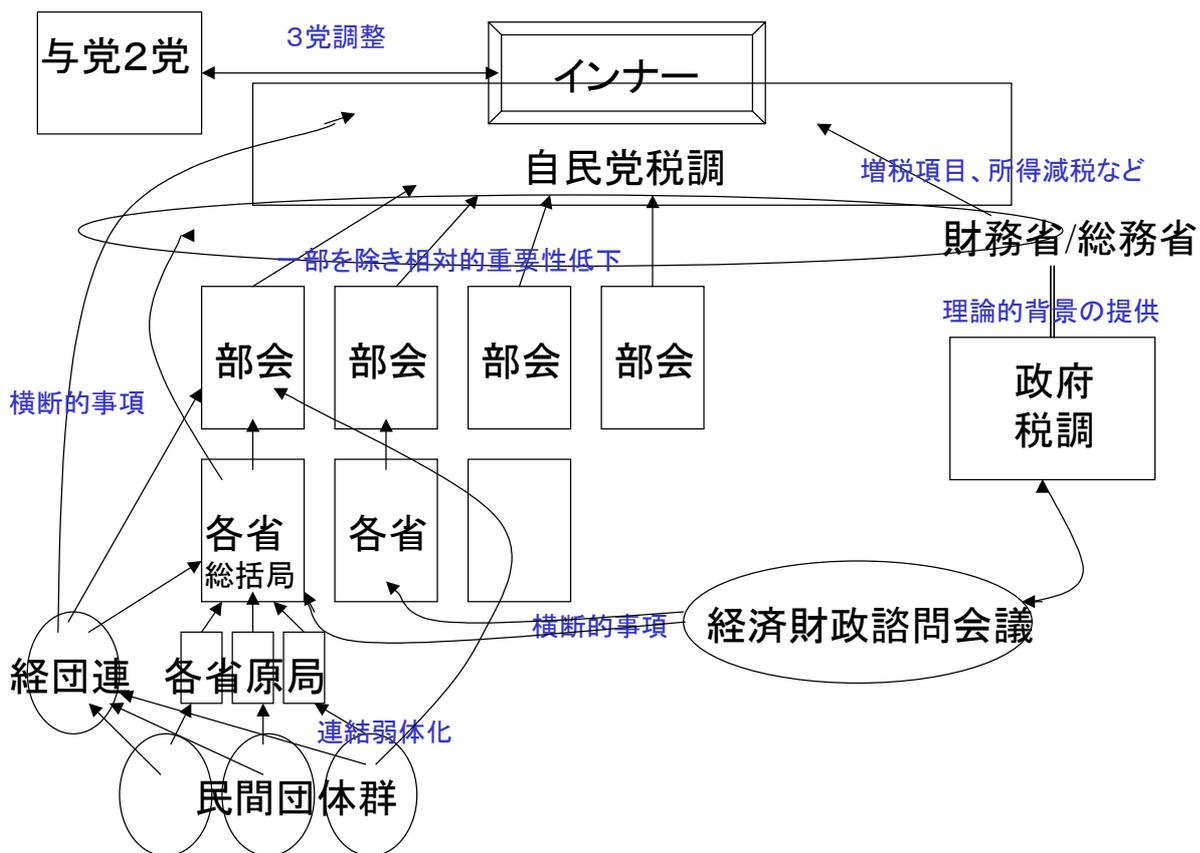
<sup>5</sup> 政府税制調査会総会資料(2003 年 11 月 11 日)による。法人税の租税特別措置は、固定資産税等の特別措置とリンクしている場合も多い。なお、法人税以外の特別措置では、生命保険料控除、住宅ローン控除の減税規模が著しく大きい。

義を解消させる方向で作用するものなのかどうか、今の段階では判断することが出来ない。

二つ目は、税制調査会を含めた政調の各委員会、各部会を横断する組織として、「重点政策推進委員会」が設けられたことである。税制は推進委員会に3つ設けられた部会（「経済成長、予算編成改革等」、「社会保障改革」、「三位一体改革」）の全てに深く関係することから、税制調査会長は全ての部会のメンバーとなっている。この委員会の設置は、分野横断的な政策検討を重視するあらわれと考えられ、仕切られた多元主義を抑制する方向で機能するものと考えられる。ただし、本委員会が設置されたのは衆議院選挙後であったため現時点では、やはり、その実効性を判断するのは早計と考えざるを得ない。

他方、15年度改正で大きな役割を演じた経済財政諮問会議は、年金制度改革、地方分権改革など税制に関連した課題についても議論を行ったものの、16年度改正では前年度ほどの役割を果たしたとはいえない。例えば、年金財源として増税を行う税目、税源委譲を行う税目やスケジュールについて諮問会議が事前に結論を出し、税調の論議を先導したわけではなかった。この事実は、税制改正プロセスにおける諮問会議の役割が定まっていないことを示している。いずれにしても、プロセス変更の効果を判断するためには、少なくとも数年間の継続的な観察が必要であろう。

(図1) 従来の4層構造の決定メカニズム



## (2) 平成15年度税制改正における政策論議とその評価

次に15年度改正時の政策論議の内容を詳細に見ていくこととしたい。先にも大きな変化として指摘したが、党税調の審議に先立ち、経済財政諮問会議において、春から夏場にかけて、税制改

革の理念に関する大論争が行われた。また、この論争に関する議事録は全て公開されており情報開示の透明度は高い。15年度税制改革の大目標は、早い段階から関係者の間で、経済活力を重視した「包括的かつ抜本的な税制改革」として一致をみていた。税制改革により、対内投資の拡大や創業、産業再生等といった企業の前向きな行動を引き出すことを目指すものであった。

意志統一された目標に対し、議論の対立軸の第一は、政府税制調査会が伝統的に提唱する「公平」、「中立」、「簡素」の3要素を採用するのか、「中立」の代わりに「活力」を取り入れた「公正」、「活力」、「簡素」の概念を採用するのかの選択であった。結果として、「活力」の言葉が採用され、税制を政策手法として動員することを明確に示すこととなった。これを決定づけた要因としては、度重なる財政出動（90年代以降13回の経済対策を実施）による景気浮揚策が限定的な効果を持たなかったことから、税制の活用が強く希求されたことが大きかったと考えられる。税制は、対象が極端に公共事業に偏らざるを得ず、資源配分を歪める効果の大きい財政出動と異なって、先端技術分野への投資や将来的に有望な分野の需要に対し、作用することが可能である。

対立軸の第二として、「活力」を引き出すに当たって、法人税減税を軸とするのか、R&D、IT投資等の額に連動した政策減税を軸とするのかという手法論の選択に関して、繰り返し討議が行われた。結果、企業の設定投資が、低金利下にもかかわらず純キャッシュ・フローの約1/2にすぎない水準まで萎縮した経済環境下では、投資行動と直接的にリンクをした政策減税の方が成長分野における投資行動を引き出す効率が高く、国民にも説明しやすいと結論づけられ、後者が選択された。また、その際、従来の租税特別措置と異なる点としてR&D等スピルオーバー効果が大きく市場の失敗が見られる分野に重点化することが基本的な考え方として取り入れられた。この政策税制の減税規模は、1.4兆円(法人税率4%分に相当)と過去の租税特別措置と比較して巨大な規模を持つものであり、措置の中核を成すR&D投資減税が恒久措置とされたこと、減税対象が幅広く、業種を問わないという特性からみて、税率の引き下げと従来型の小規模租税特別措置の中間に当たる性格を持つ措置とも評価することも出来よう。

第三に、中期的な期間における税収中立の考え方を採用するのかどうかについて論議された。結果、財政収支に悪影響を与えないことと、短中期的な経済浮揚効果を持たせることの双方を実現するため、7年の期間での増減税中立の改革パッケージ(最初の3年間は減税先行)が決定された<sup>6</sup>。なお、増税については課税ベースの浸食が著しい所得税の機能回復を行う恒久的な改正であることから、将来、新たな改正が行われなければ、8年目以降は、純増税となる。

こうした検討の結果は、経済財政諮問会議のペーパーや政府税調の答申に盛り込まれるとともに、党税調における平成15年度の審議の流れを決定づけることとなった。このような流れは、仕切られた多元的なシステムの重要性の低下と税制プロセスのオープン化など、先に述べたような税制改正プロセスの変質を強く反映したものであったと評価することが出来る。他方、改革の理念に関しては、閣僚レベルで、かつ、議事を透明にしたプロセスの下で長時間の議論を行ったことは高く評価されるべきであるが、結論は、伝統的なそれを承継したものとなっており、また「中立」か「活力」か、という議論は不鮮明なまま終わっている<sup>7</sup>。「中立」とは何か、「中立」と「活力」で

<sup>6</sup> 当初、5年間での税収中立を目指したが、特定扶養控除が廃止されなかったことにより7年間の中立となった。

<sup>7</sup> この点については、「基本方針」を編成した後の9月9日に至っても、経済財政諮問会議に於いては、「中立を重視する政府税調が一時的な政策減税を提案し、活力を重視する我々(筆者注：諮問会議民間委員)が一般的な制度改革を提案するというねじれが生じており、整理が必要だ」との意見が表明

あることをどのような評価軸で判定をするのか、「中立」と「活力」の関係はどのように捉えるべきなのか、「中立」及び「活力」と他の理念との関係をどのように整理すべきなのかについて答えが出ておらず、更に議論の深堀が必要であったと言わざるをえない。

法人関連の税制に特化した検討課題としては、先のような議論に加えて、法人税率と企業競争力や企業立地との関係が論議された。企業が法人税率の低い場所にその生産拠点を移転する傾向が顕在化してきたことに鑑み、我が国の法人税率の国際的な水準をどう評価するかが議論の焦点となった。例えば、アメリカでは、州毎に地方法人税率に大きな格差があり、大手製造企業は、低税率の州に立地する傾向がある<sup>8</sup>。議論の内容として具体的には、財務省は、先進国間での実効税率の国際的な差異は既に縮小したとし、内閣府と経済産業省は、表面的な実効税率と実質的な税率との間に大きな乖離があり、連結納税制度や投資減税の存在、州間の地方税率の格差を加味した実質的な実効税率について見ると、我が国の法人税率の水準は高いとの主張を行った。この論争は、最後まで未決着なままとなった。しかしながら、改正の効果としては、大規模な投資減税を導入したことにより、実質的な法人税率の格差は 4%程度、縮小したものと考えられ、税率格差論に一定の回答を出したものと考えることが出来る。

### (3) 国際的にシンクロナイズする税制改革と我が国の税構造の変化

法人課税に関して、過去 3 年間における改革の結果をまとめると表 2 のとおりとなる。これらは、企業の経営組織のあり方に影響を与える税制改革と法人の投資行動にインセンティブを与える税制改革の 2 つに大別することが出来る。これら改革のうち、R & D 投資減税、連結納税制度、組織再編税制は、方式を異にする場合はあるものの、アメリカ、イギリス、カナダ、シンガポールなど他の先進国に於いても既に導入されている制度である<sup>9</sup>。なお、法人税以外でも、政府税調などにおいて、金融所得課税一元化、相続・贈与税の一体化といった大幅な制度改革が議論されているが、金融課税や相続税は、アメリカにおいても、やはり大きな改革が実施中の分野である。このように、国際的にみて税制改革の動きがシンクロナイズしてきていることは、企業や個人の投資活動や事業活動が、国境にかかわらず行われることになってきていることとも関係が深いと考えられる。この事実は、今後の税制改革を考える際に、企業活動や資金の越境性を考慮して海外の制度改革の動向にも配慮を払う必要があることを示している。

---

されている。

<sup>8</sup> 米国では地方税の税率は州毎に大きく異なるが(0~12%)、有価証券報告書に基づき、アメリカ企業の地方税の実効税率を算出すると、IBM は 1.0%、メルクは 1.7%、インテルは 1.9%と平均的な州の税率よりも大幅に低い値を示している。

<sup>9</sup> シンガポールにおける包括的な税制改革については、「コラム 1」を参照。

## (表 2) 2001 年以降の主要な税制改正

- ・ 成長分野や知識の創出・事業を重視した大規模な政策減税 (R & D、IT 投資促進制度の創設、新エンジェル税制の創設、産学連携促進税制の創設など合計 1.8 兆円の減税) (2003 年)
- ・ 連結納税制度(2002 年)、組織再編税制(2001 年)の導入、連結付加税の廃止(2004 年)
- ・ 欠損金の繰越期間の 5 年から 7 年への延長(2004 年)
- ・ 早期事業再生のための税制ルールの整備(2004 年)
- ・ 中小企業関連租税特別措置の整理と設備投資減税の一本化(2003 年)
- ・ 法人事業税への外形標準課税の導入(2004 年)

(参考) 法人関連税以外の主要な改正

- ・ 株式、株式投信、配当課税の税率整合化など金融課税一元化の一步(2004 年)
- ・ 贈与税と相続税の一体化、住宅資金の贈与に関する特例創設(2003 年)
- ・ 所得税の配偶者特別控除の廃止(2003 年)

投資行動に着目した大規模な政策減税 (1.4 兆円) の実施と法人事業税の一部外形標準課税化 (0.5 兆円) の組み合わせを軸とした平成 15 年度の税制改革が法人課税の配分に与える影響を評価してみると、投資税額控除は製薬や自動車ように収益水準が高く、売上高に占める R&D や IT 投資比率が高い業界に与える減税効果が高いこと、外形標準課税は欠損法人にも課税されることから、高い投資水準・高収益率を持つ企業群 (業種でみると、製薬、自動車など) が減税、低い投資水準・低収益率の企業群が増税となっている。また、税負担が特定企業へと集中している状況を緩和する効果を持つ。全体として、生産性の低い分野の温存を排し、高収益の成長分野、多くの価値を創造する分野を優先する姿勢を示したことがわかる。これは、IT 分野などの先端産業の実効税率をほとんど変えないまま重厚長大企業の実効税率を大幅に低下させた第 1 次レーガン税制改革 (1981 年) とは全く逆の性質の効果を持っているといえる。

次に、国税と地方税のバランスという観点からみると、平成 10 年以降の国税の大幅な減税に伴い、企業課税に関して、法人事業税、法人住民税や固定資産税などから成る地方税の持つウェイトが高まることとなった。企業課税に関して地方課税が半ばを占める課税構造は、少なくとも先進国の中では、例外的なものであり、また、地方自治体の行政サービスが対住民サービスの割合が高いことを考慮すると、地方財政における受益と負担の関係を曖昧なものとする原因の一つとなっている。なお、地方税に関する本格的な議論は他章に譲ることとしたい。

## 第二節 税制改革の理念の批判的再評価と「新たな改革理念」の提示

### (1) 改革理念に関する批判的再評価

前節で述べたように、求められている税制改革の内容と決定プロセスは大きく変質しつつあるが、税制改革の理念については、十分な再検討が行われたとは言い難い。税制改革の評価軸を明確かつ透明にするために、税制改革の理念を抜本的に見直す必要がある。税制改革の理念として著名なものとして、アダム・スミスの 4 原則、マズグレイブの 7 原則、アメリカ 1986 年租税改革法の 3 原

則、日本の政府税制調査会が掲げる 3 原則などを挙げるべきであろう<sup>10</sup>。これまでこうした理念が、普遍的なものとしての価値を持ってきたことは事実である。しかしながら、いずれも現在とは大きく異なる経済・社会環境下で定式化されたものであり、税制度の構造は、年々、進化を遂げていることを考慮する必要がある。また、表面的な解釈の余地の存在から、歪曲して理解されたり、同床異夢をもたらすことがある。従って、こうした理念を流用するだけでは、今後の改革の基本的なあり方を明確に示すこと出来なくなっており、改革の意義を不透明なものとし、政策資源の投入を非効率なものとしたり、レント・シーキングの余地を大きく残すことになる可能性が高い。理念そのものや、理念の中でのウエイトの付け方、各理念の解釈について不断の見直しや明確化が必要である。ここでは、前節までで観察をした税制改革に関する政策論議、特にその基本理念に関して、批判的な再評価を行い、次項における新たな改革理念の導出へとつなげていきたい。最初に、主に法人税制を念頭に置いて、近年の税制改正プロセス及び内容に関する 5 つの問題提起より始めることとしたい。

問題提起 1：平成 14 年の経済財政諮問会議に於いては「中立」と「活力」を代替的な概念・対立軸として捉えて審議を行ったが、この捉え方は適切ではないのではないか。「中立」性を実現することによって、資源配分の効率化が図られ、経済「活力」が生まれる効果があるなど、両者を対立的な概念と捉えるべきではないのではないか。

問題提起 2：「税構造の改革」と「政策措置」を同じ評価軸では捉えることは適切ではないのではないか。経済政策としての性格を考え方場合、税構造の改革については、企業組織像などと共に議論をし、政策税制について、予算（歳出側）と同じ評価軸の下、予算方式との比較考量や政策効果を中心に評価されるべきものではないか。

問題提起 3：近年、企業社会の変質が著しい。多様な組織モデルの採用、頻繁な組織改編、国境をまたいだ戦略的な事業展開、企業の新陳代謝のスピード加速、時価主義の高まり、個々人の企業組織からの独立などといった経済実態の急速な変化に関し、制度面の修正や再構築が遅れていることが経済活力を減退させているのではないか。変革のスピードが早まっている今日、静態的であった従来の改革理念と異なり「変革への能動的な対応」という動態的概念を明示的に基幹概念の中に取り入れるべきではないか。この観点からは、例えば、改革が急がれている商法と企業会計基準の改革とを俯瞰的した視点が重要ではないか。

問題提起 4：「簡素」は重要な改革理念であるが、これまで「簡素」を掲げながら、執行効率や政策効果の点で問題が大きい租税特別措置の乱立が防止出来ず「公平性」が損なわれてきた。評価軸としての実効が上がっていないと考えられる。また、国際的な整合性という面からは肯定

---

<sup>10</sup> ○アダム・スミスの 4 原則：「公平」、「明確」、「便宜」、「最小徴税費」

○マズグレイブの 7 条件：「十分性」、「公平」、「負担者（転嫁先も勘案）」、「中立（効率性）」、「経済の安定と成長」、「明確性」、「費用最小」

○米国 1986 年租税改革法：「公平」、「成長」、「簡素」

○日本・政府税制調査会中期答申 2000 年：「公平」、「中立」、「簡素」

的に評価される連結納税制度と組織再編税制の導入によって法人税法の条文が 2 倍以上に増加した事実は、一般通念上、「簡素」の概念に逆行しているように見える。「簡素」の概念を因数分解し、その本質的な意味を明示的に再検討した上で適用を図る必要があるのではないかと。

問題提起 5：従来型の租税特別措置（法人税関連は約 4,300 億円、2002 年度）の大半は、減収額が 100 億円を下回る小規模なものであり、政策措置は薄く細分化されているといえる。この点、政策的な効果に関する評価は別として、大規模な特別措置の導入により実効税率を大きく変化させた米 1981 経済再建税法とは異なっている。効果の薄い制度の創設・改廃のために膨大な政治・行政コストが求められ、構造改革に必要な力を削がれているのではないかと。

## (2) 企業関連課税の改革に関する新たな理念

### (改革理念の 2 分論)

先の 5 つの問題提起に対応して、企業関連税制の改革理念の見直しを考えてゆくこととしたい。なお、ここで議論をし、提起をする理念は、他の税制にもある程度、準用することが可能である。最初に大きなフレームワークについて考えると、すべての改革を一括りにして理念を捉えようとしてきたことが、これまで、理念自体を曖昧にしてきた主原因であったと認識する必要がある。先にも述べた平成 15 年度の経済財政諮問会議における「中立」か「活力」かの議論はその典型である。例えば、投資法人制度、組織再編税制や連結納税制度のような企業行動の前提となる制度インフラを整備することと、特定の企業行動にインセンティブを与えようとするような措置は、性格を全く異にしている。前者は、企業独自の経営判断を前提に多くの企業に等しく税制ルールを提供するものであるのに対して、後者は、経営判断に介入し特定の企業行動を引き出すことを目的とした措置である。また、前者は、政策コストとしての増減税の金額が余り意識されないのに対して<sup>11</sup>、後者は、増減税の金額（コスト）を意識した議論がなされる。先に述べたように前者の改革項目の重要性が顕著に高まってきたことに対応し、こうした 2 つの性格の改革項目群を明確に峻別し、「税制インフラの改革」と「税を利用した国家投資」の 2 領域に分けて考えることが適当である。

「税制インフラの改革」の領域は、企業独自の経営判断に基づく企業行動に対し税制上の明確なルールを与える制度改革を指す。明確にルールが与えられることによって、個々の企業行動に伴うコスト（納税額、キャッシュフロー）に関する予見性が高まり、企業行動のリスクを軽減する。この際、ルール設定は、例えば、組織再編に関して、簿価での資産移転を可能とする範囲として同一企業体と見なせる企業グループの特定<sup>12</sup>を行ったように、企業行動や組織に関する一定の価値判断を具体化したものと考えられよう。

「税を利用した国家投資」の領域は、平成 15 年度に創設された研究開発投資減税に代表されるような政策的な減税措置を指す。あえて「税を利用した」と限定を付した理由としては、国家投資

<sup>11</sup> 連結納税制度の導入に際しては、年間 8,000 億円の巨額の減収となると試算されたことから、例外的に税収への影響の問題がクローズアップされ、これを補うべく連結付加税の導入などが行われた。

<sup>12</sup> 合併、会社分割、現物出資、事後設立に関し、完全支配関係のある再編（例えば、単独で行う新設現物出資）、一定の要件を満たす支配関係が 50%以上の企業の設立、一定の要件を満たす共同事業再編に関し、資産の簿価移転等を認める制度。

には、予算や財投など多様な手段が存在することがある。

両者の関係について考えると、「税を利用した国家投資」は、短期的な経済効果を期待出来、それによって、経済環境を整え、大きな税構造改革を実施可能とする環境を作る面を持つ。他方、中長期的にみれば、それは税構造に歪みをもたらすことを通じて「税制インフラ」を損なう可能性がある。また、平成 15 年度改正においては増税措置と組み合わせて決定することにより両立を目指したと捉えることが出来るが、将来的には、財政規律を損なう可能性も否定出来ない。従って、前者の選択は、経済活力との関係で、トレード・オフの関係に立つ場合があることを十分に認識しておく必要がある。

#### (改革理念の各要素)

改革理念の個別要素を表 3 としてまとめた。伝統的な改革理念の中で「中立性」、「透明性」の両概念については、引き続き採用することが適切である。資源配分の効率化の重要性を考えれば、「中立性」の考え方は基幹的なものであり、また代替する概念は存在しない。また、「透明性」が欠けた場合、企業行動の萎縮をもたらすことが解っている。税が事業コストやキャッシュフローに多大な影響を与えることを考慮すると、税務上の扱いが不明になるに従って事業上のリスクは高まり、その結果、企業の思い切った決断を鈍らせることに繋がる。ただし、「中立性」については、あらゆるものとの絶対的中立を実現すると考えることは、多くの場合、幻想である。中立の課題であると思われることが実際には、経済実態を背景とした価値判断の入った概念であることに気づく必要がある。従って、「中立」を掲げる場合、その前提となる価値判断の適切さを議論することが欠かせない。また、「透明性」については、適用対象が個人よりも事務処理能力の高い企業であることに鑑みれば、制度の外見的な簡潔さよりは、ルールの明確さと予見可能性を重視することが適切である。企業にとっては、詳細な条文を理解することより、書かれていない内容を特定することの方がはるかに難しいのである。他方、従来、代表的な改革理念として用いられてきた「簡素」については、過去の様々な議論をたどりながら、それが持つ意味を因数分解し、「中立性（歪みが少ない）」、「透明性（法人が理解しやすい）」、「企業と税務当局双方の税務コストの最小化」、「公平性・租税回避の防止」の各理念の一部として整理することとした。

以上の概念は従来同様、静態的なものであるが、これに加え、新たに、「変革対応性」という動態的な、時間軸の入った概念を導入する。この概念は、企業社会の変革に大きく遅れることなく、一定の時間内で必要な税制の整備を行うべきことを意味している。最初に述べたように、今日、経済活力の向上のための努力が急がれており、また、製品開発や事業展開のスピードが早まり、国際的な競争が激化する中で、企業の行動が一瞬でも遅れをとると、挽回が困難となる場合も多い。こうした観点からすると、改革の「時間」が持つ意味は、かつてなく高まっていると考えるべきであろう。「旧税は良税なり、新税は悪税なり」という、租税制度の変更に対する被課税側の抵抗感を示す「カナールの法則」がある。改革の作業を急ぐとともに、こうした抵抗感をうまく打ち消すことも重要となる。

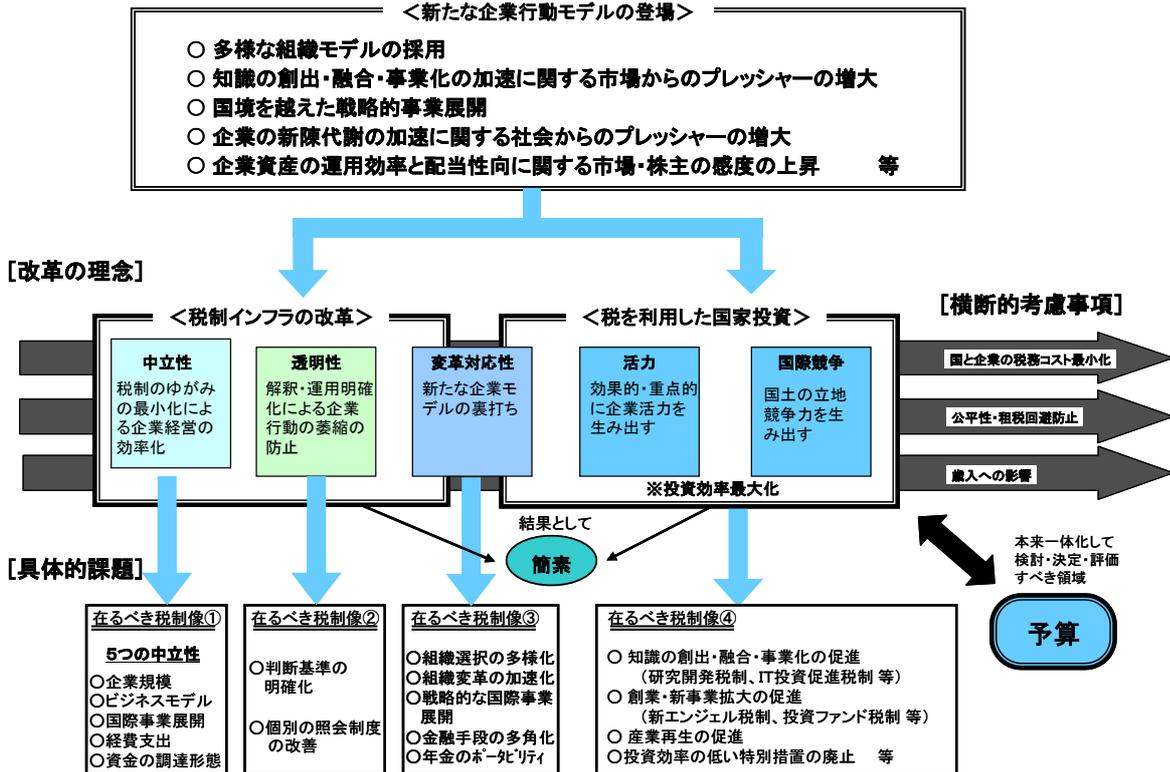
「活力」については、従来、広義には中立性の実現による資源の効率化の効果を含めて多様な内容を包含する概念として用いられてきた。他方、先に述べたように「中立」概念との重複が改革論議を不透明なものとしている。ここでは、「中立」概念との重複を避け、各要素間の関係を明確にするため、その内容を分解した上で、特定の企業行動に対する税制インセンティブの投入という政

府の介入措置に限定した狭義の意味で位置づけることとした。また、「活力」から分岐した概念として「国際競争性」を挙げることとした。先にも述べたように、先進国間の税制改革はシンクロナイズする傾向にあり、我が国の国土の立地競争力を考える場合、他国の改革の進捗も考慮に入れながら行われていることを示したものである。

(表 3) 新たな税制改革理念の各要素

- 「中立性」 : 税制の存在による企業行動や組織の歪曲効果の最小化とこれによる企業内資源配分の効率化 (※「中立」は、あらゆるものとの中立を実現することは出来ず、経済実態を背景とした価値判断の入った概念であることを常に意識する必要がある)
- 「透明性」 : 条文解釈や運用の明確化により予見性を高め、企業行動の萎縮を防止すること
- 「変革対応性」 : 新たな企業行動モデルに対し、制度上の裏打ちを与えることにより、新たなモデルの導入を促進すること  
企業社会に於いて行動モデルの顕著な変革の例として、産業のモジュール化、企業の組織モデルの多様化、海外における戦略的事業展開 (海外展開に際しての組織モデルの多様化や複雑化)、企業組織の新陳代謝の加速など。税制面での対応が商法及び企業会計原則の先行的な変更により触発される場合も多い。
- 「活力 (狭義)」 : 企業の特定の投資行動に対しインセンティブを効果的に与えることにより、経済活力を効果的に引き出すこと。
- 「国際競争性」 : 産業の国際競争の激化や経済活動の国際的なモビリティの高まりを意識しながら、競合相手国の税制度環境との競争を意識して国土の立地競争力を高めること

(図2) 新しい改革理念の全体像



(2分論と改革理念の各要素との関係)

再度、2分論に立ち戻って、2つのフレームと理念の各要素との関係を整理しよう。「税制インフラの改革」は、本来、「中立性」、「透明性」、「(企業行動)変革対応性」の3要素の下で、徹底的に追求すべき領域である。仮に改革により必要な税収との間に乖離が出るのであれば、課税ベースと税率の伸縮により調整することとすべきである。なぜなら、税収に与える影響が大きいとの理由で改革を断念した場合、特定の部位で大きな歪みが残存し経済効率を大きく損なうことになるからである。他方で企業行動のインフラである以上、頻繁に変更することは予測可能性を損なうことから好ましくなく、一旦決定したことについては安定性を尊重する姿勢も欠かすことが出来ない。

「税を利用した国家投資」の領域に於いては、「活力」、「国際競争」、「変革対応性」の三者を一体的に考えながら国家としての投資効率(減税を投資と捉える)の最大化を追求することが必要である。この領域では、経済環境や国際競争環境の変化に応じた機動性も重要となる。

これら2つの領域に関して横断的に適用される理念として、「国と企業の税務コストの最小化」、「公平性と租税回避防止」、「歳入への影響」の3要素を提起したい。これらは、包括的に言えば財源調達の効率性と適切性の概念であると考えることが出来る。この横断的な要素は、5要素とトレード・オフの関係に立つ場合がある。税務コストの最小化についてみれば、例えば、企業グループ内での組織編成に対する中立性を保つために組織再編税制が導入されたが、この制度の導入により、会計と税務が分断されることとなり、税務・会計のコストは上昇せざるをえない。結論として、5要素と横断的要素を、明示的に比較考慮することで改革の内容を評価することが基本的な枠組みとなる。

### (3) 新たな改革理念に応じた「改革プロセス」のあり方

先に述べたように、「税制インフラの整備」と「国家投資」の領域では、税制改革の性格が大きくことなる。プロセスについても、両者を分けて考えていくことが合理的であり、また、企業や国民に対するわかりやすさの向上にもつながる。

近年の産業政策は、個々の企業行動への介入よりは、企業行動を所与とし、それに適合した制度インフラを提供することを重視している。また、商法を中心とした法制度の面でも企業の変化に応じた法制インフラを提供することに力点を置いている。二、三の例を挙げれば、資本金規制の弾力化、ストックオプション制度、金庫株制度、確定拠出年金制度の導入などである。「税制インフラ改革」の領域は、こうした産業政策や法制度の改正と明らかに、親和性と一体性を持っている。

従って、今後の検討プロセスについては、産業政策、商法（企業組織法制）、会計基準、金融制度などの業種横割りの諸制度改革と一体的なものとして検討がなされることが好ましい。これを実現するためには、政府税制調査会や党税制調査会の中で閉じた議論では不足である。経済財政諮問会議や政調の他の調査会などを横断した検討の場を設定する必要がある。現時点で判断することは早計であるが「重点政策推進委員会」がこうした機能を発揮出来る存在へと進化していく可能性はある。また、こうした制度論には、時間を要することも事実である。年の後半に入ってから議論をしているようでは、企業活動の変質に即応し、「変革対応性」を実現することは出来ない。検討の場は、通年設定することとし、これを支える事務局機能としてスタッフをきちんと配置すべきである。

他方、「税を利用した国家投資」の領域では、国家としての「投資」である以上、検討プロセスにおいて投資収益率や投資効率を厳格に吟味することが重要となる。GDP・雇用・競争力に与える効果の試算（事前評価）とその結果の公表、事前評価を元にした事後評価をビルドインすることが必要である。企業に対する国家投資の効果は、特定の企業行動のボリュームの変化等として捉えることが可能であり、公共財や準公共財への財政歳出と比較すると、検証可能性が高いと考えられる。検証性と透明性を備えたプロセスの導入により、レント・シーキングの余地を縮小させることが可能となる。事前評価を試行した事例として、平成15年度改正における政策税制の創設があるが、この概要をコラム②としてまとめた。このような適切なプロセスが準備されない下での投資は、非効率に終わる可能性が高いと考えるべきであろう。

#### 第4節 新理念に応じた具体的な改革課題の具体例

本節では、前節における新たな改革理念とプロセスのあり方の整理を踏まえ、これを軸に、今後重要となる改革課題を洗い出すこととしたい。最初に、個別の理念毎に代表的な課題を抽出する。次に、税制の適用対象となる事業体（会社組織）自体の見直しを提起する。これは、会社組織形態の多様化、会社組織に関する過剰規制の緩和という意味で「変革対応性」の一要素としても捉えられる課題ではあるが、法人課税か構成員課税か、中小企業課税の適正性という税の根本構造に影響を与える問題であり別掲をすることが適当と判断した。実際に、税制の適用対象となる事業体の区分が依拠している商法を現代化するための検討が法制審議会に於いて進みつつある。三番目に、各項目を横断した改革の視野について、税制の範囲内で閉じるのではなく、会計基準や商法の側での改革をも睨んだ整合的な改革が必要であることを述べる。

(1) 各理念に応じた改革課題

今後の課題を検討する前に、近年、実施した改革を評価しておきたい。表 4 に於いて、過去 6 年間に実施された主な税制改革を対象に前節で提起した新たな理念の下での分類整理を試みた。「中立」、「公平」、「簡素」の概念による場合と比較して、より明確な整理が出来たと考えている。また、この表から各理念に対応した改革が急ピッチで進められるようになっていること、制度と経済実態との乖離が進んだ現状の下では「中立性」と「変革対応性」とが連動していることを読みとることが出来る。

(表 4)

これまでの税制改革の歩み

	①中立性	②透明性	③変革対応性	④活力 ⑤Tax Competition
平成10年度(1998)	・SPC・投資信託税制 ・引当金制度の見直し	・電子的な帳簿保存の一部可能化		・法人税率の引き下げ (37.5%→34.5%)
平成11年度(1999)	・株式交換・移転制度		・株式交換・移転制度	・法人税率の引き下げ (34.5%→30.0%)
平成12年度(2000)			・投資法人・特定信託の税制	
平成13年度(2001)	・組織再編税制 ・金庫株対応	・文書回答制度	・組織再編税制 ・金庫株対応	
平成14年度(2002)	・連結納税制度		・連結納税制度	
平成15年度(2003)	・金融課税の整合化 ・相続税・贈与税の一体化	中小企業設備投資税制の一本化	・組織再編税制の見直し (連続再編対応)	・研究開発投資減税 ・IT投資減税 ・産学連携投資減税 ・新エンジェル税制の導入 ・政策効果試算の公開
平成16年度(2004)	・欠損金の繰越期間の延長 ・金融課税一元化 ・パススルー税制 (投資ファンド)		・パススルー税制(投資ファンド)	・創業者、住宅、土地、環境に関する税制

次に、改革理念ごとに、法人課税を中心として具体的な検討課題を掲げる。これらの多くは、産業のモジュール化、資金調達手段の多角化、海外進出形態の高度化など最近の企業行動や企業組織の変質に起因して要請されているものである。

①「中立性」の 5 課題

「中立性」に関しては、現在、少なくとも 5 つの課題があると考えている。一つ目は、企業規模の選択に関する税制上の「中立性」である。現在、大企業と中小企業、組合の間で法人税率は異なっており(大企業 30%、中小企業と組合 22%)、中小企業形態を採った方が有利な状況にある。元来、企業規模による担税力の格差の存在を前提としてきた措置であるが、単純な二重構造論が崩れる中で、今後、法人税率を引き下げと共に、税率を一元化していくべきである。

二つ目は、創業者などのビジネスモデルに関する「中立性」である。繰越期間が 5 年に限定された現行の欠損金制度の下では、創業時の初期投資の大きなモデルや収益のフラクチュエーション

が大きいモデルは、期間を経過し失効する欠損金が大きくなるため実行税率が高くなる傾向にあり、相対的に不利に扱われている。欠損金の繰越期間の延長がこれを解決するために必要である。繰越期間の5年から7年への延長が平成16年度改正で実現したことで、この面での中立性は大きく改善された。アメリカでは、欠損金の繰越期間は20年となっているが、他方、立証責任は企業側にある。我が国において、更に延長するかどうかについては、立証責任の転換と併せて論じることが避けられない。

三つ目は、企業の国際的な事業展開に関する組織選択の「中立性」である。タックスヘイブン対策税制や外国税額控除制度の現代化がこれに該当する。例えば、外国税額控除は、国内外での二重課税を調整する制度であるが、国内の本社に配当を環流させる海外の関係会社のうち子会社及び孫会社からの配当に伴う外国での税支払いしか税額控除の対象とならない。このため、海外展開が深化して企業系列の樹形図が伸びた場合、曾孫会社以降は控除の対象とならず、不利な取り扱いとなる。事業統括会社の設置など海外事業の多段階化を抑制する効果を生んでいる。多段階化に伴い税務コストが増加する面があるが、企業の海外展開の急速な進展に鑑みれば、対象拡大を考えるべきである。他方、国内の法人税率が引き下げられてきたことに伴い、控除対象の上限税率(現在50%と日本国内の法人税率より高い)の引き下げも検討すべきであろう。

四つ目は、課税標準と経費間の取り扱いに関する中立性である。基本的に法人の課税標準を考える際に損金とされ控除されたものは、他の企業での収益又は従業員の給与とされ、法人又は雇用の段階で一度は課税される性格を持つ。しかしながら、一部、それを満たさないような費用項目が存在する。代表例は福利厚生費である。一部の福利厚生費は損金とされながら給与とは認定されないことから、給与を抑え福利厚生費を膨らませることで課税を回避することが出来る。こうした経費間のアンバランスを是正していく必要がある。また、より広く、個人の便益のための支出と法人のための支出との間の峻別を厳格にしていくことも重要である。本来、個人の便益のための支出が企業の損金として認められるような状態を放置すれば、企業の支出構造を大きく歪めることにつながる。

最後に、企業の資金調達形態に関する「中立性」がある。現状では、株式で資金を調達する場合、配当が法人段階と個人段階とで部分的に二重課税となるため、金利を全て費用として計上出来る、すなわち金利の受け取り段階で一回しか課税されない融資の場合と比較して不利になるという不均衡が存在する。この不均衡は、直接金融より間接金融のウェイトを高める方向で経済に作用する。また、直接金融への依存度が高くならざるをえない急成長型ベンチャー企業の資金調達を、間接金融中心の大企業の資金調達よりも不利に扱うことになる。このような配当の二重課税を縮小させることが課題である。具体的な方式としては、配当の受取段階調整方式、例えば、配当の損金算入の拡大と、支払段階調整方式、代表的なものとして、インピュテーション方式の導入等が選択肢として挙げられる。インピュテーション方式は実務上の複雑さを伴い、最近でも、シンガポール、フィンランド、イタリア等で変更を余儀なくされたことを考慮すれば、前者を優先して検討すべきであろう。

## ②「透明性」の課題

「透明性」に関しては、税務の判断基準をより明確に、かつ、企業行動の変化に対応した現代的なものにすることが基本となる。シンガポールでは、詳細な適用ガイドラインが提示されることがあり、外資系企業からもそのことが事業の効率性や安定性を高めるものとして高く評価されている

13. このような観点から、我が国でも政省令や国税庁の基本通達に関する総点検が望まれる。他方、企業の活動形態や活動規模は多様であり、全企業一律の基準を設けることがかえって不合理を生む場合があることも事実である。このため、基準明確化と多様性への配慮との間で比較考量を行うことはやむをえない。その結果、個別判断に委ねざるをえないとなった領域に関し、判断基準を補完する機能として、税務相談、文書回答制度などの制度をより迅速かつ機能的なものとしていくことが重要である。例えば、回答期限を明確にすることである。このため、国税庁の体制強化というコスト増も必要と考えざるを得ない。

### ③「変革対応性」の課題

企業活動や企業組織の変化のスピードが早まっている。先にも述べたように、税制も常に点検を受け、必要な修正を加えられなければならない。代表的な課題を一つ挙げると、地域経営統括や物流機能の具備、国境をまたいだ事業展開といった海外事業活動の高度化に対応した国税租税制度の現代化がある。現行の制度は、地域経済統括機能の設置、複数国にまたがる経営機能の統合や物流機能の集約化、海外進出の樹形図の延伸といった企業行動を十分に想定したものとはなっていない。従って、タックスヘイブン税制における合算課税の基準を新たな活動形態に応じたものとすると共に、外国税額控除の範囲を見直す必要がある。

「変革対応」の課題は、他にも数多い。例えば、新しい投資形態に対応した集団投資フォーマット（LP S）の設定、早期事業再生や不良債権処理に伴う税制上の取り扱いの明確化、投資ファンドの税務処理やファンドのような税の導管の連結に関するルールの明確化、人材の移動に対応して企業間を持ち運ぶことの出来る（ポータブル）特性を持った確定拠出年金(日本版 401K)の拠出限度額の拡大なども重要である。この理念を強く反映した課題として、人的組織の重要性の高まりに応じた事業体フォーマットの見直しと税制、会計、商法の3制度を俯瞰した改革を後述する。

### ④「経済活力」、「国際競争性」を実現するための課題と非効率な租税特別措置の廃止

15年度改正では、成長セクターを中心として法人だけで1兆4千億円に及ぶ政策措置が創設された(法人税率4%の引き下げに相当)。これらの措置は、規模、対象範囲が大きく、特定業種に偏らない措置という意味で、従来型の租税特別措置と税率の引き下げの中間的な性格を持った存在である。今後、も引き続き、経済的環境に応じて、企業の投資行動を促すような機動的で効果的な税制改革があるかどうか探っていくことが課題である。また、マクロ経済の回復状況を見極めながら、また、国際的な法人税率の変化を睨みながら、政策減税を、歪みの少ない恒久的な税率引き下げへと切り替えることも検討していくことが望ましい。

他方、政策効果と効率を検証し、公開を義務づけるという、検証性と透明性を備えた新しいプロセス下で、構造改革を阻害している非効率な租税特別措置の廃止を抜本的に進めていくことが必要である。項目数が多く、整理に時間がかかることを考慮すれば、地方分権における地方分権改革会議の例のように、特別な検討ステージや検討体制を設けることが必要になるものと考えられる。事前と事後の政策効果の検証、議論過程の情報公開の前例として、平成15年度改正プロセスを参考とすることが出来る。

---

<sup>13</sup> 在シンガポール日本商工会議所へのインタビュー(2003年3月)では、シンガポールの税制の透明性の高さが、「事業のスピードの早さを可能とする」と、現地企業から高く評価されていることが判明した。

## (2) 課税事業体区分の大胆な改革（「中立性」と「変革対応性」の課題）

わが国における現行の課税関係は、法人段階で課税が行われる「法人」（私法上、法人格を有する）と構成員段階で個人所得課税をされる「個人」とに区分する2分論と採用している。課税段階の区分は、法人格の有無と基本的に一致しており、外形主義的な分け方と言える<sup>14</sup>。この方式は、客観的に判別出来るという意味で制度的には簡易、簡素であるという利点を持つが、他方で2つの面で問題があると考えられる。

すなわち、第一に、組織や事業活動の実態を勘案しないという意味で、課税の公平性に関し、問題が生じる場合があることである。特に、中小企業の法人成りの問題が指摘されている。例えば、創業企業や家族経営の中小企業のように実態上、個人の集まりであるもの（「人的組織」と呼ぶ）でも、株式会社や合名・合資会社の形態を採るだけで、法人課税を実質的に選択することが出来る。株式会社になるためには、資本維持・充実の原則や計算書類等の開示の義務が課せられるが、個人の集団が満たせない水準のハードルではない。従って、実態が同じでも、個人事業主と法人化した企業との間で課税関係、支払う税額が全く異なるという問題が発生する。実際には、税額を計算すると、法人段階での損金処理（例えば、家族従業員への給与支払い）、個人段階での給与所得控除を考えると法人を選択した方が有利な場合が多く、そのために、これを選択している事業者も多いと考えられる。このため、客観的な2分法が制度的な簡易さを実現する一方で課税の公平を損なっているという評価がありうる。また、近年、多様な事業体が登場する中で、関係当事者間における法律関係の整理の容易さの観点から法人格が付与されるようになってきており（いわゆる「法人格の機能化」）、このことも事業の実態と法人格との対応関係を更に曖昧なものとしている。

第二に、法人格と課税関係の組合せが一つしかないという意味で柔軟性に欠ける面があることである。社会的な信用、契約の主体性や組織としての有限責任性を得るといった、税制とは異なる要請から人的組織である者が株式会社や有限会社の形態を選択している場合が多い。このため、本来、構成員課税になじむような実態を持つ場合でも、法人課税に服さざるを得ないことになるという問題がある。また、逆に、税制面の誘引から法人課税を選択すると、その代償として、税制とは関係のない、本来求められる以上の資本の維持・充足や情報の開示、取締役会等の機関の設置という商法上の義務を負い、事務的な手間が増加し、組織的な柔軟性を低下させることで経済効率を損なっている場合がある。

社会全体が知識化し、知識を体化した人的資産を基軸に結合をする人的組織、例えば、知恵や専門知識を持つ者が集まって組成される創業企業、複数企業間の実験的な共同事業、高度専門職の集団、の重要性が相対的に高まっている中で<sup>15</sup>、課税の公平性を確保しつつ、人的組織が効率的に機能を発揮出来るように、課税主体となる事業体の区分のあり方やそれを巡る税制あり方について見直していく必要がある。

海外ではこのような問題をどのように解決しているのでしょうか。アメリカやイギリスをみると、

<sup>14</sup> 例外として、「人格のない社団」にも、法人税の納税義務を課している。佐藤(2002)によれば、これは、民事法上の実質的な法人格の拡大に、法人税法が対応したものと考えられる。従って、私法上の法人格ないしその同等物を法人税法の対象とする基本構造を変更するものではないと評価すべきであろう。

<sup>15</sup> 経済産業省「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案」(2003年11月)

それぞれ人的な組織に適した Limited Liability Company(LLC) や Limited Liability Partnership(LLP)という組織フォーマットを作りあげている。アメリカの LLC は州法に基づく組織であるが、2000年には72万社に達し、法人(Corporation)の1/7を占めるまでになっている<sup>16</sup>。課税関係については、1997年以降、LLCは構成員課税か法人課税かを自ら選択することが出来る(これを「チェック・ザ・ボックス」という)こととなっている。イギリスのLLP制度は、組合制度の進化形として2000年に制度化された比較的新しいものである。LLPは構成員課税である。これらの国では、法人と個人の2分法は徹底されておらず、柔軟性があるとみることが出来る。すなわち、人的組織は、実質的に個人の集まりであることに応じた構成員課税を受けながら、各種契約の母体となるのに必要な資格と有限責任性を持つという中間的なフォーマットを選択することが出来るのである。この意味で、人的組織に基づく事業を推進する上では、我が国よりも優れた制度環境があると考えられる。他方、アメリカにおいては、LLC側に選択権を認めていることから、同じ実態にあるものでも、課税関係が異なることになり、課税の公平性を満たしているとは言い難い。米国内国歳入庁(IRS)は、LLCの法人課税と構成員課税の振り分けに関して、当初、事業者側に選択を認めず、法人の類似基準、いわゆるキントナー規則と呼ばれる振り分け基準を設定していた。しかしながら、事業体の組織構成や活動内容が多様化する中で、実務上、実質を勘案する統一的な基準での個別判断が困難となり、現行の方式に移行したものである。

このような2国の経験も参考とした場合、我が国では、どのような改革が考えるべきであろうか。この場合、繰り返しとなるが、制度としての簡素さと公平性、柔軟性の間のトレード・オフが存在することを考慮する必要がある。第一の点については、法人か個人以外に区分する以外に、2分法よりも実態に適し、客観的でかつ税務執行に過大なコストがかからない基準を考えることは、法人税法の構造を一変させる大きな挑戦となるが、アメリカの経験に照らして考えると、実務上、かなり難易度が高いと考えるべきであろう。公平性を確保しながら、全ての組織を実態に合わせて区分するためには、相当な税務コストと税務の複雑化を受容せざるを得ない。従って、法人課税と構成員課税との間で、差異が大きい基本構造を直接に修正する途を採るべきではないかと考える。具体的には、損金の範囲の見直し、給与所得控除の縮小、法人税(中小企業の軽減税率を含む)と所得税の間の税率の調整である。他方で、調整のための措置として設けられている同族会社の留保金課税は廃止すべきである。これによって、税制面からの組織選択の歪曲効果が解消され、実態に合った組織の選択が自然と促されることになる。

第二の点については、2分論の骨格を維持しながら法人課税と構成員課税の間の格差を縮小させることを基本としつつ、税の公平性を失わない範囲で、人的組織向けの中間的な組織類型を設定するアプローチが適切である。これは、限定的ながら「3分論」的なアプローチと呼ぶことが出来る。この場合、組織の柔軟性、有限責任性、構成員課税といった法人と個人の中間的特質を持つLLCやLLPに相当するような新しい組織フォーマットを導入することを検討することが期待される。具体的には、イギリスにおいて既存の組合制度を延長してLLPを導入した例が参考となる。また、組合制度を基盤に新たな組織を設ける場合には、現行法上、組合には通達での計算規定しか用意されていないことに鑑み、法制レベルでのルール明確が前提条件となる。

---

<sup>16</sup> 米国 IRS 資料による (2000年時点)

### (3) 税制、企業会計、商法の3制度を俯瞰した改革（「変革対応性」の課題）

1990年代後半以降、商法は頻繁に改正がなされるようになってきている。例えば、持株会社の解禁、金庫株の解禁、株式交換・移転制度の整備、連結計算書類の導入である。また、我が国会計制度への国際企業会計基準の導入の動きも顕著である。例えば、企業結合会計、固定資産の減損会計、ファイナンシャル・リースに関する会計を挙げることが出来る。企業活動の変革に対応し、税制、商法、会計基準の3制度を修正することは、活力の観点からも重要なことである。3制度は固有の目的を持つため、必ずしも連動するものではない。税制と会計との関係について考えれば、会計上、ストック(B/S)の調整が重要となってきたのに対し、税制上は、ゴーイング・コンサーンの期間におけるストック調整は原則として行われぬ。なぜなら、証券や資産市場の環境変化によって、企業の税負担やキャッシュフローが変動することは経営の安定性を損なうと考えられるからである。他方で、3制度毎に独自の検討が行われ、3制度間で協調がとられない改革が実施された場合には、特定の企業行動が抑制されたり、企業行動が歪められることになる懸念がある。従って、それらを俯瞰した改革とすることが必要である。税制度と会計制度の関係は、アメリカでは分離されているのに対し、わが国においては、税制度と会計は近い関係にあることから、この点が一層重要なものとなる。

今後について具体的な課題として、会計面の動きから税制の修正が触発されるものとしては、固定資産の減損会計の導入、ストックオプション会計、ファイナンス・リースに関する新会計基準の導入、温暖化ガス排出権取引の開始などがある。商法の面から触発されるものとしては、商法の現代化に伴う組織フォーマットの再編、組織再編の柔軟化（合併対価の柔軟化）、端株の廃止といった課題がある。

おわりに～新たな理念の下での抜本的税制改革に向けて～

最初に述べたように、財政規律を回復するための条件を整えた上で、経済活力を高めるための抜本的な税制改革の重要性は高まっている。本章では、近年における税制改革の重点の変質、すなわち税制インフラの整備という業種横断的な課題への重点シフトを肯定的に捉え、それに合致した新たな改革理念の導入を提起した。新たな改革理念とそれを実現するための新たなプロセスの下で、企業行動の変革に即応した税の制度インフラの整備を実現すると共に、税制を利用して真に効率の高い国家投資が実現されることを期待する。このために、より多数の税制や商法などの専門家に改革の作業に加わってもらうことが必要となろう。

税制改革の重点の変質という観点からは、第一節でも述べたように、横断的な制度インフラの整備と並んで「増税」が大きな争点となりつつある。この点については、他章に議論の場を譲っている。

## <コラム①：シンガポールにおける総合的な税制改革>

シンガポールは、アジア屈指の産業及び生活インフラを誇る国であるが、自国資本による企業群は育っておらず、経済は流動性の高い海外からの投資動向に左右される面が強い。2000年代に入って、経済海外からの直接投資の減退、中国や隣国マレーシアへの外資系企業の流出に悩んでいる。このため、シンガポール政府は、自国の制度環境に対する国際的な評価に対して敏感になっている。

シンガポール政府は、産学官の有識者から成る「経済再生委員会(ERC)」を設置し(2001年)、海外からの投資を呼び戻すと共に、立地企業による知識集約型の事業活動を活性化することによって経済を再生することを目標とした総合的な政策パッケージを立案した。この中で大きなウエイトを占める分野が税制改革である。具体的には、連結納税制度の導入(イギリス型のグループ・リリーフ制度)、LLP制度の導入、法人税率の段階的引き下げ(最終的には20%へ)、消費税率の段階的引き上げ、R&D投資減税の強化、企業の年金負担の時限的な軽減、国内外の活動を統合した減価償却制度の導入、配当に関する完全免税方式への移行などの改革を実施した。これらによって、国家戦略である”Good Place for Business and Individuals”の実現を目指している。

筆者は、このような大規模な改革の推進途上にあるシンガポール財務省 Tax Division に対し、税制改革の基本的な考え方についてインタビューを行った(2003年3月)。財務省からの重要なコメントとして、中国やマレーシアなどとの棲み分けを考慮し、国内の知識集約型の企業活動を活性化することによってシンガポールを経営本社機能の立地場所とすることを目標としていること、法人税率引き下げと政策減税という手法の選択の問題については、二者択一と考えるべきではなく効果の差異に着目しながら両方策を組み合わせていく必要があることを挙げておきたい。

シンガポールの税制改革を分析すると、その特徴として、「改革の総合性」、「改革のスピードの早さ」、「透明性の高さ(ガイドラインの明確性)」の3点を指摘することが出来る。改革の総合性に関しては、シンガポールの改革パッケージには、我が国が平成10年頃から開始し、今後2~3年をかけて実現をしようとしている内容の多くが含まれている。両国の改革が同じ方向を指向していることは明らかである。改革のスピードに関しては、一党体制であることを考慮しても、わずか数年の短期間で改革を実現したことは画期的と評価すべきであろう。在シンガポールの日系企業も「経済環境の変化に即応した機敏な動き」と評価している。本章で提起した「変革対応性」を重視しているという見方が出来るだろう。財務省の Tax Division は、約30名の小規模な組織であり、すべての検討を内製で行うことは物理的に困難である。税制改革の検討作業の一部を民間にアウトソーシングすることによって、短期間で改革案の作成を可能とした。我が国でも複雑な制度改革に当たっては、専門家の追加的な投入が効果的であると思える。透明性に関しては、シンガポールでは企業組織内でも上から下へと詳細なガイドを与えることが一般的に必要とされている。こうした文化的な背景があって、政府にもガイドラインを明確にすることが強く求められている。

なお、隣国のマレーシアは、シンガポールの税制との競争を強く意識している。自国に誘致したい産業に関して、法人税率(28%)と政策税制の双方を加味した条件がシンガポールと比較して有利となるように設定している。例えば、これまで積極的な外資誘致を図ってきたエレクトロニクスを中心とした製造業に関しては、大規模な政策税制の導入により実効税率は8-11%となっている。マレーシア財務省や工業開発庁(MIDA)によれば、物流統括機能やIT分野の誘致策を強化しつつあるとのことである。

<コラム②：R&D投資減税などの経済効果の試算>

平成 14 年初から始まった経済財政諮問会議では、民間議員を中心に、中長期的な経済効果や国内投資の促進という観点から法人税率の引き下げを軸とし政策減税を補足的なものとして改革パッケージを構成すべきとの意見があった。他方、閣僚議員を中心として、キャッシュ・フローの 1/2 の規模の投資しか行われない環境下では、法人税率引き下げの短期的な経済浮揚効果やデフレ克服効果は小さく、政策減税による投資行動の刺激を優先すべきとの意見が提示された。また、政策減税の対象としては R&D 分野のようなスピルオーバー効果が大きく、市場の失敗が生じて過少投資となっている活動であって、かつ、産業競争力の強化に繋がる分野に重点化すべきとの主張がなされた。議論の結果、最終的には、持続するデフレ等の経済環境に鑑み、当面の経済効果を優先して、R&D投資促進税制及びIT投資促進税制という 2 つの大きな政策減税を創設することでまとまった。他方、先にも述べたが、法人税率 4%に相当する規模の政策減税はかつてないものであり、また、業種を問わず減税対象も幅広い点に着目すれば、従来の特例措置と法人税率引き下げの中間に位置する措置であるとも考えることが出来る。党税制調査会は、諮問会議や政府税調の議論の流れを受け入れ、両制度を中心とする 1.8 兆円規模の経済活性化減税を決定した。

R&D投資促進税制は、R&D投資額の 10%～12%の税額控除を行うものである。IT投資促進税制はソフトウェアとハードウェアを合算したIT投資額の 10%の税額控除を行う（又は、初年度 50%の加速償却を企業が選択することが出来る）制度である。いずれもコスト効果を通じて、市場の失敗が存在し資源の配分が不十分と評価される両分野への企業投資を拡大させることを政策目的としている。R&D投資減税は、アメリカ（連邦税及び地方税の双方）、カナダ、イタリア、オランダ、韓国など多くの国で導入されている制度であり、これまで我が国の制度はこれらの諸国のそれと比べて小規模のものであった(表 5 参照)。IT投資減税は、他国にはほとんど例がなく、我が国の独自性が強い制度である。

(表 5) 研究開発投資減税に関する B-index :OECD(2002 年)

スペイン	0.559
カナダ	0.827
韓国	0.874
オランダ	0.901
イギリス	0.904
米国	0.934
フランス	0.939
日本	0.991
ドイツ	1.025
イタリア	1.026

(備考)  $B\text{-index} = 1 - a / (1 - \tau)$

a: 税制インセンティブの現在価値、 $\tau$ : 法人所得税率

筆者及び経済産業省は、政策効果についてモデルを用いた試算を行った(表 6 参照)。この際、

R&D 投資減税については、アメリカにおける Hall(1999)、Berger(1993)、Hines(1994)などの先行研究を参考とした。この試算結果は、政府税制調査会にも示され、検討の材料とされた。政策効果が試算され、それが政策決定に活かされた前例は、我が国の税制改正プロセスではほとんどなかったことである。経済効果については事後的にも検証が行われている。2003年7月に行った最初の評価によると、平成15年度の企業投資計画(調査対象425社、投資額のカバレッジ32%)では、研究開発投資額は前年度比率5.5%増加する見込みとなっており、全企業ベースで7,500億円増加すると推計される。単純計算では投資誘発の弾性値は1.37であり(デフレ要因は考慮していない)、先の事前評価の範囲内にあることが明らかとなった。今後、複数年度に渡り検証を続けていく必要がある。「税制を用いた国家投資」の領域においては、投資効率を高め、レント・シーキングを防止するために、改革の検討プロセスに関して、このような政策効果の試算・公表と事後の検証を義務づけていくことが必要である。

(表6) 投資減税の効果分析

		研究開発投資 (6,000億円/年減税ケース)	IT投資 (7,000億円/年減税ケース)
短期効果 (1年目)	売上増額	1.2～1.9兆円	2.8兆円
	GDP	0.7～1.0兆円	1.5兆円
中期効果 (3年目累積)	売上増額	2.8兆円	11.0兆円
	GDP	1.5兆円	6.0兆円
	雇用創出	19万人	78万人
	ピーク時期	10年超	3年前後

- 1) 研究開発投資については、10年間制度を継続した場合、10年目で3.2兆のGDP押し上げ効果あり。15年間制度を継続した場合、15年目で4.8兆のGDP押し上げ効果あり。
- 2) 短期効果は減税に伴う投資誘発弾性値と生産波及効果(産業連関表)を用いた分析。

中期効果は需要と供給の両面を勘案したモデル分析。研究開発投資減税については、Hall, Berger, Hines が計測したアメリカにおける投資誘発弾性値を利用。IT投資減税については、日本のパソコン減税時の弾性値を利用。

(参考文献)坂田一郎(2003)「イノベーション活性化のための税制改革に関する経済効果の分析」、開発技術学会「開発技術 Vol.9」

(参考文献)

- (1) OECD, (2002) “Tax Incentives for Research and Development: Trend and Issues.”
- (2) Institute of Fiscal Studies, (2001) “Issues in The Design and Implementation of an R&D Tax Credit for UK Firms,” IFS Briefing Note No.15
- (3) Bronwyn H. Hall, John van Reeren, (1999) “How Effective are Fiscal Incentives for R&D? A Review of the Evidence,” NBER Working Paper 7098
- (4) Bronwyn H. Hall, (1995) “Fiscal Policy towards R&D in the United States: Recent Experience,” OECD/GD (96) 165
- (5) James R. Hines, (1994) “No Place Like Home: Tax Incentives and The Location of R&D By American Multinationals,” Tax Policy and Economy 8
- (6) Philip Berger, (1993) “Explicit and Implicit Effects of R&D Tax Credit,” Journal of Accounting Research 31
- (7) 科学技術政策研究所, (2000) 「研究開発関連政策が及ぼす経済効果の定量的評価手法に関する調査」
- (8) 経済産業研究所(2002) 「諸外国における地方課税実態に関する調査研究報告書」
- (9) 経済産業省(2003) 「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案」
- (10) 経済財政諮問会議 各公開議事録
- (11) 政府税制調査会(2000) 「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-」
- (12) 青木昌彦・安藤晴彦 (2001) 『モジュール化』, 東洋経済新報社
- (13) 石井芳明・藤末健三・坂田一郎(2003) 「人的資産を活かす新しい組織を求めて」, ビジネスモデル学会『研究報告集 2003』
- (14) 井堀利宏(1994) 「貯蓄、投資と課税」, 日本経済新聞社『税制改革の新設計』
- (15) 日下部聡(2004) 「産業政策と経済制度の改革」, 商事法務研究会『商事法務 2004. 1. 5&1. 15』
- (16) 坂田一郎(2003) 「イノベーション活性化のための税制改革に関する経済効果の分析」, 開発技術学会『開発技術 2003 Vol. 9』
- (17) 佐藤英明(2002) 「新しい組織体と税制」, 財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー Oct. 2002』
- (18) 土居丈朗(2003) 「法人税と設備投資, 金融政策の信用チャネル」, 財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー Dec. 2003』
- (19) 森信茂樹(2003) 「新たな事業体と組合税制」, 財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー Dec. 2003』